

別紙

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律違反事件被疑者らの 検挙について（情報提供）

警視庁生活安全部生活環境課は、みだしの事件で被疑者4名を逮捕するとともに、被疑者4名及び被疑法人2社を東京地方検察庁立川支部へ書類送致した。本事件については、金属買取業者らが、業務用エアコン内のフロンガスを適正に回収せずに譲渡等したもので、フロンガスを回収する機会を失わせ、結果、フロンガスを大気放出等していた事案で、それぞれの者に対して、指導の徹底を図るとともに、再度発生することがないように情報提供いたします。

1 逮捕・送致年月日

(1) 逮捕年月日

令和4年11月7日（被疑者A・B・C・D）

(2) 送致年月日

令和4年11月9日 身柄送致（被疑者A・B・C・D）

書類送致（被疑者E・F・G・H、被疑法人甲・乙）

2 被疑法人

(1) 被疑法人甲

東京都町田市所在 金属買取業者

(2) 被疑法人乙

東京都昭島市所在 金属買取業者

3 被疑者

A 被疑法人甲の代表取締役（被疑者A・B・C・Dは共犯）

B 金属買取業者 被疑法人甲の元従業員

C 金属買取業者 被疑法人甲の従業員

D 金属買取業者 被疑法人甲の従業員

E 被疑法人乙の代表取締役（被疑者E・Fは共犯）

F 会社員 被疑法人乙の元従業員

G 自営業

H 会社員

4 事案の概要

(1) 被疑者A・B・C・D、被疑法人甲

被疑法人甲は、中古電化製品の売買等を営むもの、被疑者Aは、被疑法人甲の代表取締役としてその業務全般を統括する者、被疑者B・C・Dは従業員として稼働していた者であるが、

第1 被疑者A・Dは、共謀の上、被疑法人甲の業務に関し、法定の除外事由がないのに、令和4年3月28日頃、被疑法人甲の敷地内において、同社従業員らをして、被疑法人乙から、引取証明書等でフロン類が充填されていないことの確認をせずに、業務用エアコンディショナー5台の引取り等を行った

第2 被疑者A・B・Cは、共謀の上、被疑法人甲の業務に関し、法定の除外事由がないのに、同年4月27日頃、被疑法人甲の敷地内において、被疑者Hから、引取証明書等でフロン類が充填されていないことの確認をせずに、フロン類が充填された業務用エアコンディショナー1台を含む、業務用エアコンディショナー合計3台の引取り等を行った

第3 被疑者A・B・Cは、共謀の上、被疑法人甲の業務に関し、同日、被疑法人甲の敷地内において、重機を使用し、被疑者Hから引取り等を行った業務用エアコンディショナー3台を破壊し、同エアコンディショナー内に充填されていたフロン類を大気中にみだりに放出したものである。

(2) 被疑者E・F、被疑法人乙

被疑法人乙は、鉄屑の仕入れ及び販売等を営むもの、被疑者Eは、被疑法人乙の代表取締役として業務全般を統括する者、被疑者Fは、被疑法人の従業員として稼働していた者であるが、被疑者らは、共謀の上、被疑法人乙の業務に関し、法定の除外事由がないのに、令和4年3月28日頃、被疑法人甲に対して、業務用エアコンディショナー5台を引き渡したにもかかわらず、引取証明書の写しを回付しなかったものである。

(3) 被疑者G

被疑者Gは、法定の除外事由がないのに、

第1 令和4年4月26日頃、第一種フロン類充填回収業者でない被疑者Hに対し、業務用エアコンディショナー1台に冷媒として充填されたフロン類を引き渡した

第2 同日、被疑者Hに対し、フロン類が充填された業務用エアコンディショナー1台を含む、合計3台を引き渡したにもかかわらず、引取証明書の写しを交付しなかったものである。

(4) 被疑者H

被疑者Hは、法定の除外事由がないのに、

- 第1 令和4年4月26日、被疑者Gから、引取証明書等でフロン類が充填されていないことの確認をせずに、業務用エアコンディショナー1台に充填されていたフロン類の引取り等を行った
- 第2 同月27日頃、被疑法人甲の敷地内において、第一種フロン類充填回収業者でない被疑法人甲に対し、被疑者Gから引き取った業務用エアコンディショナー合計3台を引き渡したにもかかわらず、引取証明書の写しを回付しなかつた
ものである。

5 罪名・罰条

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(1) 被疑者A・B・C、被疑法人甲

罰条：同法第86条（フロン類の放出の禁止）

罰則：同法第103条第13号（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

両罰：同法第108条（両罰規定、各本条の罰金刑）

刑法第60条

(2) 被疑者A・B・C・D、被疑法人甲

罰条：同法第45条の2第4項（第一種特定製品の引取り等の制限）

罰則：同法第104条第3号（50万円以下の罰金）

両罰：同法第108条（両罰規定、各本条の罰金刑）

刑法第60条

(3) 被疑者E・F、被疑法人乙

罰条：同法第45条の2第2項（引取証明書の写しの不回付）

罰則：同法第105条第5号（30万円以下の罰金）

両罰：同法第108条（両罰規定、各本条の罰金刑）

刑法第60条

(4) 被疑者G

罰条：同法第41条（第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務）

罰則：同法第104条第2号（50万円以下の罰金）

罰条：同法第45条の2第1項（引取証明書の写しの不交付）

罰則：同法第105条第5号（30万円以下の罰金）

(5) 被疑者H

罰条：同法第45条の2第4項（第一種特定製品の引取り等の制限）

罰則：同法第104条第3号（50万円以下の罰金）

罰条：同法第45条の2第2項（引取証明書の写しの不回付）

罰則：同法第105条第5号（30万円以下の罰金）